

## 中分類 32—ガラス及び土石製品製造業

### 総 説

この中分類は、板ガラス及びその他のガラス製品、セメント、建築用粘土製品、陶磁器、コンクリート及び石膏製品、石工品、研削材料及び石綿製品等を採取した土石材料から製造する事業所をいう。

小分類 細分類  
番号 番号

321

#### ガラス製造業

3211 板ガラス製造業

主として透明な窓ガラス及び其の他の板ガラス、型板ガラス、網入ガラス、磨板ガラス、色板ガラス、摺ガラス、合せガラス（安全ガラス）、強化ガラス等の製造に従事する事業所をいう。但し、購入した板ガラスを加工して摺ガラス、合せガラス、強化ガラス等を製造するものは細分類 3213 に分類される。

○板ガラス製造業；色板ガラス製造業；型板ガラス製造業；強化ガラス製造業（一貫作業によるもの）；合せガラス製造業（一貫作業によるもの）

×摺ガラス製造業（購入した板ガラスによるもの）〔3213〕；合せガラス製造業（購入した板ガラスによるもの）〔3213〕；強化ガラス製造業（購入した板ガラスによるもの）〔3213〕

3212 ガラス及びガラス製品製造業（板ガラスを除く）

主として圧縮、型吹きによるガラス及びガラス製品の製造に従事する事業所をいう。主な製品はガラス罫、ガラス器、照明用ガラス器具、電球用ガラス、真空管用ガラス、医学用、理化学用ガラス、ガラス管、ガラス棒、漁業用ガラス浮漂、光学レンズ素地〔3214〕以外のガラス素地等である。主として前燈、燈台、手提燈等に用いる型物レンズの製造を行う事業所もここに含まれる。但し、主として光学レンズの製造を行うものは細分類 3831 に、完成した電球を製造するものは細分類 3651 に分類される。

○ガラス罫製造業；ガラス器製造業；照明用ガラス器具製造業（グローブ、笠、はや、油壺、反射鏡等）；電球用ガラス製造業；真空管用ガラス製造業；医学用ガラス製造業；理化学用ガラス製造業；ガラス管製造業（アンプル用、注射筒用、体温計用、温度計用、其の他細工用）；ガラス棒製造業；レンズ製造業（型物）；薬罫製造業；化学用リットル罫製造業；バッテリーセル製造業；魔

## 中分類32—ガラス及び土石製品製造業

### 法燬ガラス製造業

×光学レンズ製造業〔3831〕； 光学レンズ素地製造業〔3214〕； 量器製造業〔3882〕

### 3213 購入ガラスによるガラス加工業

主として購入したガラス素地から摺ガラス、合せガラス（安全ガラス）、強化ガラス、曲げガラス、ステインドガラス、鏡、タンブル、注射筒、医学用、理化学装置用ガラス、時計ガラス、粉末ガラス、模造眞珠、光球、腕輪等を製造する事業所及び之等の研磨に従事する事業所をいう。主として、光学レンズ、眼鏡レンズの製造を行うものは中分類 38 に分類される。

○合せガラス製造業（購入ガラスによるもの）； 摺ガラス製造業（購入ガラスによるもの）； 強化ガラス製造業（購入ガラスによるもの）； 曲げガラス製造業； ステインドガラス製造業； 鏡製造業； アンブル製造業； 注射筒製造業； 医学用ガラス装置製造業； 理化学用ガラス装置製造業； 時計ガラス製造業； 粉末ガラス製造業； 光球製造業； ガラス腕輪製造業； ガラス細貨製造業； ガラス玉製造業； 摺ガラス質加工業（事業所と契約によつて行うもの）

×光学レンズ製造業〔3831〕； 光学プリズム製造業〔3831〕； 眼鏡レンズ製造業〔3851〕； 人造眞珠製造業〔3293〕

### 3214 光学ガラス製造業

主として、販売用の光学ガラスの製造に従事する事業所をいう。

○光学ガラス素地製造業（販売用のもの）； 鉛ガラス素地製造業

### 3215 ガラス繊維及びその製品製造業

主として、ガラス繊維及びガラス繊維製の布、テープ、マット、ボード、フィルター等のガラス繊維製品の製造に従事する事業所をいう。

○グラスウール製造業； グラスファイバー製品製造業（布、テープ、マット等）

## 322 セメント製造業

### 3221 セメント製造業

主として、ポルトランドセメント、高炉セメント、シリカセメント及び水性セメントの製造に従事する事業所をいう。

○ポルトランドセメント製造業； 高炉セメント製造業； シリカセメント製造業； 雑用セメント製造業； ラスメント製造業

## 323 建設用粘土製品製造業

### 3231 粘土瓦製造業

主として、土製の棟飾を含む粘土製屋根瓦の製造に従事する事業所をいう。但し、セメント製瓦の製造は小分類 327 コンクリート、石膏及び漆喰製品

## 中分類32—ガラス及び土石製品製造業

製造業に分類される。

○瓦製造業（粘土製のもの）

×セメント瓦製造業〔327〕

### 3232 普通煉瓦製造業

主として建築用煉瓦，築炉用外張り煉瓦の製造に従事する事業所をいう。主として耐火煉瓦を製造するものは細分類 3251，砂積煉瓦を製造するものは細分類 3239 に分類される。

○煉瓦製造業（普通煉瓦を製造するもの）； 鋪装煉瓦製造業

×耐火煉瓦製造業〔3251〕； 砂積煉瓦製造業〔3239〕

### 3233 タイル及びモザイク製造業（石タイルを除く）

主として陶磁器製タイル，釉薬タイル，エナメルタイルその他各種の床及び壁タイルの製造に従事する事業所をいう。但し，石タイルの製造は細分類3281に分類される。

○タイル製造業（陶磁器製のもの）； エナメルタイル製造業； 釉薬タイル製造業

×石タイル製造業〔3281〕

### 3234 土管製造業

主として，農業用及び土建用下水陶管及び類似品の製造に従事する事業所をいう。但し，セメント製土管の製造は細分類 3271 に分類される。

○土管製造業； 陶管製造業

×コンクリート管製造業〔3271〕

### 3239 他に分類されない建設用粘土製品製造業

主として，他に分類されない土木建築用粘土製品の製造に従事する事業所をいう。たとえば，テラコッタ，ストブライニング用品，煙突，鋪装用タイル等であつて砂積瓦を製造するものも本分類に含まれる。

○テラコッタ製造業； 鋪装タイル製造業； 砂積煉瓦製造業

## 324 陶磁器及び関連製品製造業

### 3241 配管用硬質及び半硬質陶磁器製造業

主として，硬質，半硬質の配管用取付品及び附属品の製造に従事する事業所をいう。主な製品は浴室及び化粧室の附属品，便器，水槽，洗面所の附属品等である。

○衛生陶器製造業（硬質及び半硬質のもの）； 硬質陶器製造業（浴室，化粧室用，便器，水槽，台所用品及び附属品）

### 3242 卓上及び厨房用陶磁器製造業

### 中分類32—ガラス及び土石製品製造業

主として、家庭、ホテル、レストラン及びその他の商業上の設備で食料、飲料を準備し、サービス、貯蔵するために用いる卓上厨房用の陶磁器の製造に従事する事業所をいう。花瓶、ランプ台等を製造するものもここに含まれる。

○食器製造業（陶磁器製のもの）； 陶磁器製食器製造業； 瀬戸物製造業； 陶磁器製厨房器具製造業； かめ類製造業； 花瓶製造業（陶磁器製のもの）； ランプ台製造業（陶磁器製のもの）； 焔炉製造業（陶磁器製のもの）； 土なべ製造業  
3243 陶磁器加工業

主として販売のため無地の焼物の装飾を行う事業所をいう。

○陶磁器絵付業； 陶磁器加工業（無地の焼物に装飾を行うもの）

#### 3244 電気用陶磁器製造業

主として、陶磁器製電気器具部分品、滑石製磁器、粘土その他の窯業原料から作られた各種電気用品の製造に従事する事業所をいう。

○絶縁材料製造業（陶磁器製のもの）； 碍子製造業； 点火栓用陶磁器製造業

#### 3245 陶磁器用粘土製造業

主として、陶磁器用材料に用いる各種の土の精製を行う事業所をいう。

○陶土精製業

#### 3246 理化学用陶磁器製造業

主として、理化学用の陶磁器の製造に従事する事業所をいう。

#### 3247 工業用陶磁器製造業

主として、耐酸、耐アルカリ、耐熱用の陶磁器の製造に従事する事業所をいう。

○耐酸陶磁器製造業； 耐アルカリ陶磁器製造業； 工業用耐熱陶磁器製造業

#### 3249 他に分類されない陶磁器製造業

主として、他に分類されない各種陶磁器、窯業製品の製造に従事する事業所をいう。主な製品は庭園用品、植木鉢、高温計用陶磁器等である。

○温度計用陶磁器製造業； 植木鉢製造業； 研究室用陶磁器製造業

### 325

#### 耐火物製造業（土製のもの及び土製でないもの）

#### 3251 耐火物製造業（土製のもの及び土製でないもの）

主として、耐火煉瓦、るつぼ、その他の耐熱製品の製造に従事する事業所をいう。粘土以外の材料で作られた耐火物、るつぼ、耐火モルタル（例えば黒鉛るつぼ）を製造するものもここに含まれる。但し、珪藻土製品は 3295 に分類される。

○耐火煉瓦製造業； 耐火モルタル製造業； 硬化煉瓦製造業； 黒鉛るつぼ製造業  
×珪藻土耐火物製造業〔3295〕

中分類32—ガラス及び土石製品製造業

326

研磨材製造業

3261 天然及び人造研磨材料製造業

主として、天然及び合成研磨材料の製造に従事する事業所をいう。

○砥石材製造業；研磨剤製造業；金剛砂製造業；鉄砂製造業；アランダムグリーン製造業；珪砂製造業；コーランダム製造業；アルミニウムオキサイド（フューズ）製造業；カーボランダム製造業；シリコン製造業

3262 研磨砥石製造業

主として、天然又は合成の材料で研磨砥石、研磨砥石素地の製造を行う事業所をいう。

○砥石製造業；回転砥石製造業；グラインダー砥石製造業；オイルストーン製造業

3263 研磨布紙製造業

主として天然又は合成の研磨材料で研磨用布紙の製造を行う事業所をいう。

○ペーパー製造業（研磨布紙）；耐水ペーパー製造業；サンドペーパー製造業

3269 他に分類されない研磨材製造業

主として他に分類されない砥石、研磨棒等の製造に従事する事業所をいう。

石切場で砥石用の石を切り出すものは大分類 D 鉱業に分類される。

○石砥石材製造業；パルプ砥石材製造業

×砥石材切出業〔13〕

327

コンクリート、石膏及び漆喰製品製造業

3271 コンクリート製品製造業

主として、コンクリート建築用材、パイプ導管、たとえば高圧コンクリート管、厚型スレート、セメント板、セメント瓦、コンクリート管、水道用セメント製品、電柱、杭材、腐敗物タンクその他各種セメント製品の製造に従事する事業所をいう、石綿スレート及び石綿管の製造に従事するものもここに含まれる。

○コンクリート管製造業；コンクリート瓦製造業；セメント瓦製造業；セメント板製造業；木毛セメント板製造業；スレート製造業；コンクリート電柱製造業；コンクリートタンク製造業；ペーパメントブロック製造業；石綿スレート製造業；石綿セメント管製造業；石綿管製造業；厚型スレート製造業；トラフ製造業；水道用セメント製品製造業；セメント雑製品製造業；生コンクリート製造業

3272 石膏製品製造業

主として、プラスター、プラスターボード及びその他の石膏製品及び石膏を主体とする製品の製造に従事する事業所をいう。

### 中分類32—ガラス及び土石製品製造業

○焼石膏製造業； プラスター製造業； プラスターボード製造業； 建築用装飾石膏製品製造業； 石膏細工製造業（美術品、模型等）

#### 3273 石灰製造業

主として、石灰石、ドロマイト、貝殻、その他の物質から生石灰、消石灰、石灰ドロマイト等を製造する事業所をいう。

○石灰焼成業； ドロマイト製造業； 蠣灰製造業； 貝灰製造業； 消石灰製造業； 生石灰製造業； ベントナイト製造業

#### 328 石工品製造業

##### 3281 石工品製造業

主として花崗岩（閃緑岩及び斑礫岩を含む）、石英粗面岩（浮石を含む）、安山岩、粘板岩、大理石、砂岩、凝灰岩その他の石材を建築其の他の目的のために切截造型仕上げを行う事業所をいう。

主な製品は碑石、墓石、建築用角石、石盤、石製家具等である。但し、砥石の製造は小分類 326 研磨材製造業に分類される。

ある程度仕上げられた碑石、墓石を売買し、註文によつて文字を刻んだり、仕上げを行つたりする外は加工を行わない事業所は大分類 G 商業に分類される。石切場における石材の切出しは大分類 D 鉱業に分類される。

○石材製造業； 石細工業； 石挽業； 石磨業； 大理石製品製造業； 大理石磨業； 石材彫刻品製造業； 石臼製造業； 石燈籠製造業； 石碑製造業； 建築用石材製造業； 石盤製造業； 硯製造業； 石材家具製造業； 石工業（石工品を製造するもの）； 敷石製造業

×石工業（個人の註文によつて彫刻、仕上げを行うもの）〔4999〕； 石材採掘業〔D〕； 砥石製造業〔3262〕

#### 329 その他の非金屬鉱物製品製造業

##### 3291 石綿製品製造業

主として全部、又は、大部分石綿を用いて石綿布糸、石綿パッキング、ブレーキライニングその他の耐熱製品、絶縁製品の製造を行う事業所をいう。主として石綿スレート及び石綿管の製造を行うものは細分類 3271 コンクリート製品製造業に分類される。

○アスベスト製品製造業； 石綿布糸ロープ製造業； 石綿パッキング製造業； ブレーキライニング製造業； ジョイントシート製造業； 石綿紙製造業； 石綿板製造業； 石綿絶縁製品製造業

##### 3292 岩綿及びその製品製造業

主として、岩綿及び耐熱、耐火岩綿製品の製造に従事する事業所をいう。

中分類32ーガラス及び土石製品製造業

- ロツクウール製造業; 岩綿耐熱耐火製品製造業; 岩綿製品製造業 (布, テープスリーブ等); 代用岩綿製造業
- 3293 人造宝石製造業  
主として, 人造宝石類の製造に従事する事業所をいう。  
○模造宝石製造業; 眞珠製造業 (人造のもの); 人造眞珠製造業
- 3294 七宝焼製造業  
主として, 七宝焼の製造に従事する事業所をいう。
- 3295 珪藻土及びその製造業  
主として, 珪藻土の粉碎及び珪藻土質煉瓦及びこんろのごとき耐火物の製造業に従事する事業所をいう。  
○珪藻土精製業; 珪藻土製品製造業; 耐火物製造業 (珪藻土のもの)  
×煉瓦製造業 (珪藻土のもの)
- 3296 鉱物及び土石粉碎その他の処理業  
主として, 土石, 岩石, 又は鉱物, たとえば雲母, 重晶石, 白墨, 粘土, 長石, カオリン, ざくろ石, 軽石, 石英, シリカ, 滑石等の粉碎磨砕或いはその他の処理を行う事業所をいう。  
主として, 天然黒鉛の粉碎精製混合を行う事業所もここに含まれる。  
○砕石業; 石粉製造業; 搗粉製造業; クレー製造業; 化学用粘土製造業; 黒鉛粉砕精製業; 雲母精製業; シヤモット製造業
- 3299 他に分類されないその他の非金属鉱物製品製造業  
主として, 他に分類されないその他の非金属鉱物製品の製造に従事する事業所をいう。  
○石筆製造業; 白墨製造業; 人造石製造業; 雲母板製造業; 気硬性セメント製造業